

ニ非當ニ不爲イテ

(八) 労働部調査ハ當ニ労働ノ不安ヲ懸シルニ際シハ其ノ際ニ應ジテ其ノ

(九) 労働部調査ハ其ノ調査ノ結果ニ依リテ其ノ調査ノ結果ニ對シテ其ノ

(十) 労働部調査ハ其ノ調査ノ結果ニ依リテ其ノ調査ノ結果ニ對シテ其ノ

イスマ

労働部調査ハ其ノ調査ノ結果ニ依リテ其ノ調査ノ結果ニ對シテ其ノ

労働部調査ハ其ノ調査ノ結果ニ依リテ其ノ調査ノ結果ニ對シテ其ノ

労働部調査ハ其ノ調査ノ結果ニ依リテ其ノ調査ノ結果ニ對シテ其ノ

財團法人協調會大阪支所

三下請親方制度

(イ) 雇傭契約ヲ個別的ニ結ビ不規則ナル労働條件ヲ課シテ労働者ノ團結權ヲ妨害スル

(ロ) 雇傭契約ヲ明確ニ定メナイ結果賃銀支拂退職解雇傷害扶助料等一切ノ責任ヲ免レテキル

(ハ) 親方トノ間ニ封建的ナ親方乾分ノ關係ガツケラレル結果反動的勢力トナル

(ニ) 重賃銀制度  
資本家ハ手當ハ温情ヲ以テ支給スルモノデアルト云フ理由ノ下ニ遅延刻早引公休臨時休業等ノ場合之ヲ削除シ減額シ或ハ

退職手當ノ場合加算シナイ此爲實際ノ賃銀ハ少額トナル以上ノ如キ巧妙ナル搾取制度ニ對シ之ガ徹底運動ヲ期スモノデア

アル方法。